



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成27年1月13日

上申書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

長 原

悟



同

濱 松 慎

治



被告は、頭書事件の御序指示に基づき、以下のとおり申し述べる。

被告は、第17回口頭弁論において、以下のとおり、準備書面⁽¹⁹⁾及び準備書面⁽²⁰⁾を陳述する予定である。

準備書面⁽¹⁹⁾では、原告らの平成25年3月1日付け第8準備書面、平成25年5月22日付け第11準備書面、平成27年2月27日付け第31準備書面、同日付け第32準備書面、平成27年7月22日付け第44準備書面及び平成27年7月24日付け第45準備書面に対する反論を行う予定である。加えて、本件訴訟における争点整理に資するため、本件原子力発電所の運転再開に関連する最新の状況と本件訴訟との関係について主張する予定である。

準備書面⑳では、平成27年11月20日に開催された「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」のピア・レビュー会合を踏まえた主張を行うとともに、原告らの平成27年7月22日付け第46準備書面に対する反論を行う予定である。

また、あわせて、上記準備書面に関する書証及び証拠説明書を提出する予定である。

以上